

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第6号

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年瀬戸市規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の基準) 第13条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に掲げる政令で定める額を限度として市町村が定める額（法附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に掲げる政令で定める額を限度として市町村が定める額を含む。以下「利用者負担額」という。）は、 <u>法第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子ども（ <u>法第19条第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもが特別利用教育を受けた場合を含む。）及び <u>法第19条第2号</u> に掲げる小学校就学前子ども（特別利用教育を受ける子ども及び満3歳に到達した日の属する年度中の子どもを除く。）にあっては零とし、 <u>法第19条第3号</u> に掲げる小学校就学前子ども（満3歳に到達した日の属する年度中の <u>法第19条第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもを含む。）にあっては教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所	(施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の基準) 第13条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に掲げる政令で定める額を限度として市町村が定める額（法附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に掲げる政令で定める額を限度として市町村が定める額を含む。以下「利用者負担額」という。）は、 <u>法第19条第1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子ども（ <u>法第19条第1項第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもが特別利用教育を受けた場合を含む。）及び <u>法第19条第1項第2号</u> に掲げる小学校就学前子ども（特別利用教育を受ける子ども及び満3歳に到達した日の属する年度中の子どもを除く。）にあっては零とし、 <u>法第19条第1項第3号</u> に掲げる小学校就学前子ども（満3歳に到達した日の属する年度中の <u>法第19条第1項第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもを含む。）にあっては教育・保育

<p>得の状況等に応じ、別表に定める基準により算定した額とする。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第6条第4項の規定による費用の徴収)</p> <p>第3条 法附則第6条第4項の規定により徴収する特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額は、<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども（<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもが特別利用教育を受けた場合を含む。）及び<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子ども（特別利用教育を受ける子ども及び満3歳に到達した日の属する年度中の子どもを除く。）にあつては零とし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども（満3歳に到達した日の属する年度中の<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもを含む。）にあつては別表に定める額とする。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>別表</p>	<p>給付認定保護者の属する世帯の所得の状況等に応じ、別表に定める基準により算定した額とする。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第6条第4項の規定による費用の徴収)</p> <p>第3条 法附則第6条第4項の規定により徴収する特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額は、<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども（<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもが特別利用教育を受けた場合を含む。）及び<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子ども（特別利用教育を受ける子ども及び満3歳に到達した日の属する年度中の子どもを除く。）にあつては零とし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども（満3歳に到達した日の属する年度中の<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもを含む。）にあつては別表に定める額とする。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>別表</p>
<p>&lt;省略&gt;</p>	<p>&lt;省略&gt;</p>
<p>備考</p> <p>1 から7まで &lt;省略&gt;</p> <p>8 この表の「里親」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親であつて、教育・保育給付認定保護者（<u>法第19条第3号</u>に掲げる区分に限る。）をいう。</p> <p>9 <u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、上記の表中C1階層からD5階層まで又はD7階層の区分における</p>	<p>備考</p> <p>1 から7まで &lt;省略&gt;</p> <p>8 この表の「里親」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親であつて、教育・保育給付認定保護者（<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる区分に限る。）をいう。</p> <p>9 <u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、上記の表中C1階層からD5階層まで又はD7階層の区分に</p>

世帯においては、政令第14条に規定する特定被監護者等が2人以上いるときは、上記の表の定めにかかわらず、それぞれ次の表の第2欄により計算して得た額とする。	おける世帯においては、政令第14条に規定する特定被監護者等が2人以上いるときは、上記の表の定めにかかわらず、それぞれ次の表の第2欄により計算して得た額とする。
<省略>	<省略>
10 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、上記の表中D6階層又はD8階層からD18階層までの区分における教育・保育給付認定保護者の属する世帯において、府令第13条に規定する負担額算定基準子どもが2人以上いるときは、上記の表及び次項の定めにかかわらず、それぞれ次の表の第2欄により計算して得た額とする。	10 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、上記の表中D6階層又はD8階層からD18階層までの区分における教育・保育給付認定保護者の属する世帯において、府令第13条に規定する負担額算定基準子どもが2人以上いるときは、上記の表及び次項の定めにかかわらず、それぞれ次の表の第2欄により計算して得た額とする。
<省略>	<省略>
11 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、18歳到達年度の末日を経過していない兄又は姉が同一の世帯に2人以上いるときは、上記の表の定めにかかわらず、それぞれ次の表の第2欄により計算して得た額とする。	11 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、18歳到達年度の末日を経過していない兄又は姉が同一の世帯に2人以上いるときは、上記の表の定めにかかわらず、それぞれ次の表の第2欄により計算して得た額とする。
<省略>	<省略>
12 <省略>	12 <省略>

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。